

経済産業省

官 印 省 略

平成15・03・19製局第20号

平成15年4月1日

関東経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

雨天等により開催を中止する場合の前売り車券の取扱いについて

上記の件については、平成14年10月1日に自転車競技法施行規則の全部を改正する省令(平成14年経済産業省令第97号)が、平成15年4月1日に自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第15号)が施行されたことに伴い、自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号。以下「規則」という。)第16条第1項第5号の運用については、下記により取扱うこととしたので、関係者各位に対し、改めて周知徹底をお願いします。

なお、「雨天等により開催を中止する場合の前売り車券の取扱いについて」(昭和60年12月23日付車両課長通達)は、廃止します。

記

規則第16条第1項第5号に基づき、開催を翌日に延期した場合であつ

て、開催を中止した日の未実施競走の車券を前売り発売したときは、翌日、
番組を変更しないかぎり、その車券は有効として取り扱う。